

国立大学法人京都大学教職員給与規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前略) (教職員の給与) 第4条 俸給は、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。)第3条及び第16条から第19条までの規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この規程に定める俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第22条による手当を含む。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当及び特別報奨金を除いた全額とする。</p> <p>(中略) (俸給の調整額) 第11条 俸給の調整額は、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の教職員に比して著しく特殊な別表第7に掲げる者に対し、その区分に応じた調整数を別表第8における職務の級(職責調整手当の支給を受ける教職員にあっては、その支給の基礎となる第5条第2項の規定により決定される職務の級。以下「標準級」という。)に応じた調整基本額(その額が俸給月額及び職責調整手当の合計額の100分の4.5を超えるときは、俸給月額及び職責調整手当の合計額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)に乗じて得た額を俸給の支給に準じて支給する。ただし、その額が俸給月額及び職責調整手当の合計額の100分の25を超えるときは、俸給月額及び職責調整手当の合計額の100分の25に相当する額とする。</p> <p>(俸給の特別調整額) 第12条 俸給の特別調整額は、管理又は監督その他の地位にある別表第9の職名欄に掲げる職にある者(指定職俸給表適用者を除く。)に対し、同表に定めるところにより俸給の支給に準じて支給する。この場合において、同一の者が同表の職名欄に掲げる職を複数占めるときは、いずれか高い方の額を支給する。</p>	<p>(教職員の給与) 第4条 俸給は、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。)第3条及び第16条から第19条までの規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この規程に定める俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第22条による手当を含む。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金及び教養・共通教育主幹手当を除いた全額とする。</p> <p>(俸給の調整額) 第11条</p> <p>(同左)</p> <p>第12条</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(中 略)</p> <p>(遠隔地異動・出向手当)</p> <p>第33条の4 遠隔地異動・出向手当は、都市手当を支給されている教職員が勤務場所を異にする異動又は国立大学法人京都大学教職員出向規程(平成16年達示第76号)に基づく出向(以下この条において「異動又は出向」という。)をした場合(これらの教職員が当該異動又は出向の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。)において、当該異動又は出向後に在勤する地域に係る都市手当の支給割合が当該異動又は出向前に在勤していた地域に係る都市手当の支給割合(次項において「異動又は出向前の支給割合」という。)に達しないこととなる場合、当該異動又は出向の日から3年を経過する日までの間支給する。</p> <p>2 遠隔地異動・出向手当の額は、第16条第1項に定める俸給、俸給の特別調整額、職責調整手当及び扶養手当の月額合計額に異動又は出向前の都市手当の支給割合(当該支給割合が100分の10を超える場合は100分の10とする。)から第16条第2項に定める都市手当の支給割合又は第16条の2第1項に定める広域異動手当の支給割合のいずれか高い方の支給割合(支給割合が同じ場合は都市手当の支給割合とする。)を減じた支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(中 略)</p>	<p>(遠隔地異動・出向手当)</p> <p>第33条の4 遠隔地異動・出向手当は、都市手当を支給されている教職員が勤務場所を異にする異動又は国立大学法人京都大学教職員出向規程(平成16年達示第76号)に基づく出向(以下この条において「異動又は出向」という。)をした場合(これらの教職員が当該異動又は出向の日の前日に在勤していた地域に原則として引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。)において、当該異動又は出向後に在勤する地域に係る都市手当の支給割合が当該異動又は出向前に在勤していた地域に係る都市手当の支給割合(次項において「異動又は出向前の支給割合」という。)に達しないこととなる場合、当該異動又は出向の日から原則として3年を経過する日までの間支給する。</p> <p>2 (同 左)</p>
<p>(特定の教職員についての適用除外)</p> <p>第34条 第11条から第15条まで、第17条、第20条、第23条から第26条まで、第28条から第31条まで及び第33条の6の規定は、指定職俸給表の適用を受ける教職員には適用しない。</p> <p>2 第23条、第24条及び第33条の6の規定は、俸給の特別調整額の適用を受ける教職員には適用しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(教養・共通教育主幹手当)</p> <p>第33条の8 教養・共通教育の企画、実施において重要かつ中核的な役割を果たす教員には、教養・共通教育主幹手当を支給することができる。</p> <p>2 前項の手当の月額は、30,000円とする。</p> <p>3 教養・共通教育主幹手当の支給される教員の範囲その他教養・共通教育主幹手当の支給に関し必要な事項は、国立大学法人京都大学教養・共通教育主幹手当支給細則に定める。</p>
<p>(特定の教職員についての適用除外)</p> <p>第34条 第11条から第15条まで、第17条、第20条、第23条から第26条まで、第28条から第31条まで、<u>第33条の6及び前条の規定は、指定職俸給表の適用を受ける教職員には適用しない。</u></p> <p>2 第23条、第24条、<u>第33条の6及び前条の規定は、俸給の特別調整額の適用を受ける教職員には適用しない。</u></p> <p>3 (同 左)</p>	<p>(特定の教職員についての適用除外)</p> <p>第34条 第11条から第15条まで、第17条、第20条、第23条から第26条まで、第28条から第31条まで、<u>第33条の6及び前条の規定は、指定職俸給表の適用を受ける教職員には適用しない。</u></p> <p>2 第23条、第24条、<u>第33条の6及び前条の規定は、俸給の特別調整額の適用を受ける教職員には適用しない。</u></p> <p>3 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、改正後の第33条の4第1項の規定は、平成24年10月1日から、改正後の別表第7の6の項の規定は、平成24年4月1日から適用する。</p> <p>2 改正後の別表第9の職名欄に掲げる職のうち、共通事務部又は部局事務部の課長、室長又はセンター長であって、同表備考欄により総長が指定するものが他の職(同表職名欄に掲げる職に限る。)を兼ねない場合の当該職に係る俸給の特別調整額の支給額については、なお従前の例による。</p>

改 正 前				改 正 後			
(中略) 別表第7				別表第7			
勤務箇所	支給職種	職務内容	調整数	勤務箇所	支給職種	職務内容	調整数
1	各部局 教授、 准教授、 講師、 助教	大学院担当を命じられた者（専ら専門職学位課程において教育を担当する者及び博士前期課程のみを置く専攻において専ら同課程の教育を担当する者を除く。）で、次の各号のいずれかに該当するもの（1）研究科に所属する者（協力講座を担当する場合を含む。以下同じ。）で、当該研究科の課程において直接に講義、演習、実験又は実習の指導（以下「講義等」という。）を年度を通じて2単位以上担当し、又は主任として学生に対する研究指導（以下「主任指導」という。）を担当するもの（2）研究科に所属する者以外で、研究科の課程において講義等を年度を通じて4単位以上担当し、又は主任指導を担当し、かつ、講義等を年度を通じて2単位以上担当するもの	2	1	各部局 教授、 准教授、 講師、 助教	大学院担当を命じられた者（専ら専門職学位課程において教育を担当する者及び博士前期課程のみを置く専攻において専ら同課程の教育を担当する者を除く。）で、講義、演習、実験又は実習の指導等を行うもの	2
2	各部局 教授、 准教授、 講師、 助教	大学院担当を命じられた者（1に該当する者を除く。）で、1の各号のいずれかに該当するもの又は研究科における学生の指導を命じられた者で、それに従事する時間が年間において合わせて授業4単位分に相当する時間以上であるもの	1	2	各部局 教授、 准教授、 講師、 助教	大学院担当を命じられた者（1に該当する者を除く。）で、講義、演習、実験又は実習の指導等を行うもの又は研究科における学生の指導を命じられた者	1
		(略)				(同左)	
6	医学部 農学部 附置研究所 教職員（教員を除く）	危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容（年間総勤務時間の2/3以上）とする教職員	1	6	医学部 農学部 附置研究所 野生動物研究センター 教職員（教員を除く）	危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容（年間総勤務時間の2/3以上）とする教職員	1
		(略)				(同左)	

改 正 前			改 正 後		
(中略)			(中略)		
別表第9 俸給の特別調整額表(第12条関係)			別表第9 俸給の特別調整額表(第12条関係)		
職名	支給額	備考	職名	支給額	備考
(略)			(同左)		
研究科 研究科長 副研究科長	300,000円 50,000円	(総長が指定するものに限る。)	研究科及び総合生存学館 研究科長及び学館長 副研究科長及び副学館長	300,000円 50,000円	(総長が指定するものに限る。)
附属の教育研究施設の長	60,000円	(総長が指定するものに限る。)	附属の教育研究施設の長	60,000円	(総長が指定するものに限る。)
(略)			(同左)		
学内共同教育研究施設の長		(略)	(同左)		
(略)			(同左)		
事務本部及び部局事務部			国際高等教育院 教育院長 副教育院長	300,000円 50,000円	
部長及び事務部長	<u>120,000円</u> <u>100,000円</u>	(総長が指定するものに限る。)	(同左)		
課長及び事務長	<u>80,000円</u> 65,000円	(総長が指定するものに限る。)	事務本部、共通事務部及び部局事務部		
室長及びセンター長	<u>80,000円</u> 65,000円	(総長が指定するものに限る。) (総長が指定するものに限る。)	部長及び事務部長	<u>150,000円</u> <u>130,000円</u>	(総長が指定するものに限る。)
(略)			次長	<u>130,000円</u> <u>110,000円</u>	(総長が指定するものに限る。)
			課長、事務長、副事務部長及び副事務長	<u>110,000円</u> 65,000円	(総長が指定するものに限る。)
			室長及びセンター長	<u>110,000円</u> 65,000円	(総長が指定するものに限る。) (総長が指定するものに限る。)
(略)			(同左)		